

第3次真庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【概要版】

本市においては、第2次真庭市地球温暖化対策実行計画（2012年度～2016年度）を策定し、地球にやさしい職場づくりを推進してきました。しかし、実際のところ、電気使用や廃プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量の増加等により、本市の事務事業全体における温室効果ガスの総排出量は増加しています。そこで、これまでの本市の課題などを踏まえ、省エネルギーや省資源など地球温暖化対策をより一層取り組むために、第3次真庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定します。

基本的事項

計画の位置づけ

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条に規定された計画
- 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づく計画
- 「真庭市環境基本計画」の率先行動計画

計画の範囲

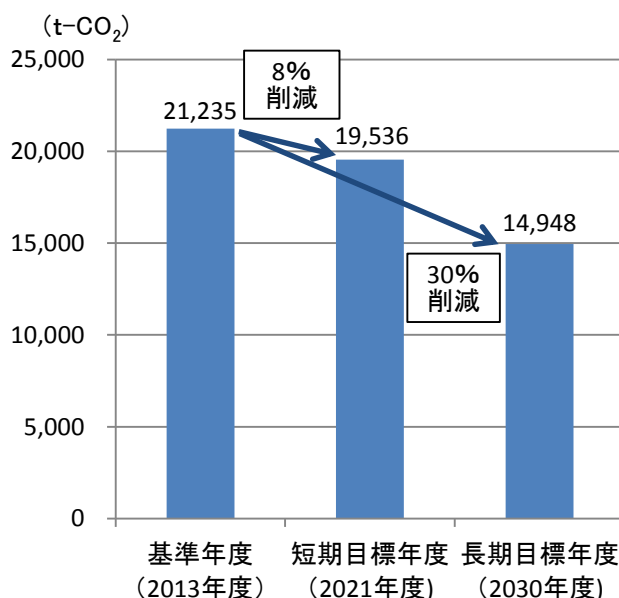
対象範囲：本市の全事務事業
対象ガス：CO₂（二酸化炭素）

計画の期間

計画の期間：2017年度～
2021年度（5年間）
目標年度：2021年度（短期目標）
2030年度（長期目標）

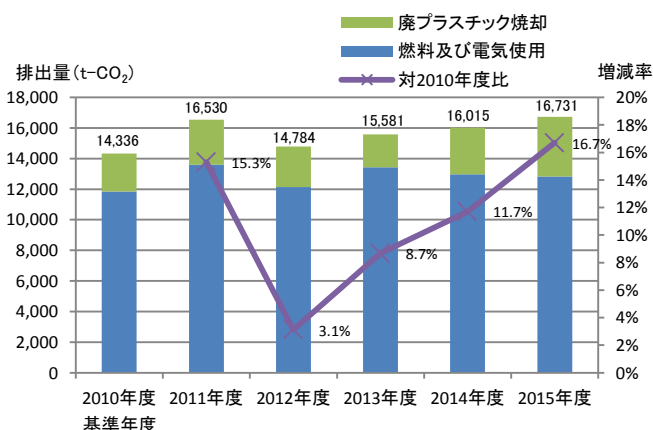
削減目標

2021年度（平成33年度）に2013年度（平成25年度）比8%の削減目標を、長期的には2013年度（平成25年度）比30%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。



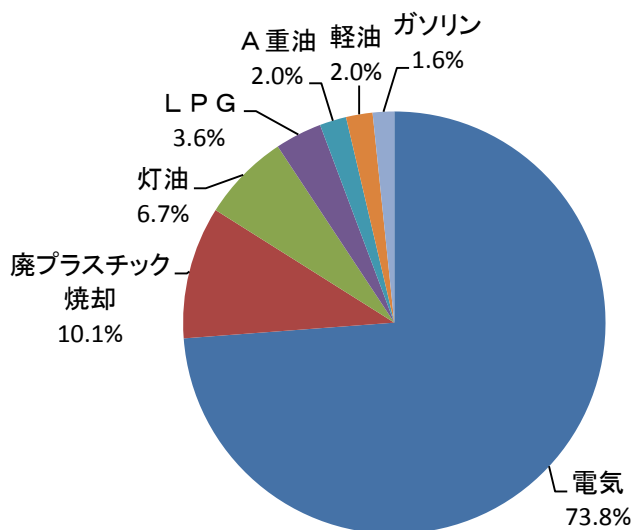
第2次実行計画期間の状況

第2次実行計画期間中の温室効果ガス排出量は、2015年度には2010年度比約17%増の16,731t-CO₂であり、削減目標（5.0%減）の達成が困難な状況です。活動項目別に見ると、基準年度に対する2015年度の温室効果ガス排出量の増加量は、電気使用と廃プラスチック焼却に伴う排出量が大半を占めます。



基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度（2013年度）に排出された温室効果ガス排出量は 21,235t-CO₂ であり、電気使用に伴う排出が全体の 74% を占めています。



基本方針

第3次実行計画の基本方針

温室効果ガス排出量を継続的に削減するため、省エネ設備の導入促進による総エネルギー使用量の縮減を図るとともに、再生可能エネルギーへのエネルギー転換を図ります。そして、取組の企画・実行・評価・改善（カーボン・マネジメント）を、組織を挙げて不断に実施していきます。

また、地球温暖化対策を地域に波及させることで、行政事務事業を起源とする温室効果ガス排出量の削減はもとより、市民や事業者など市全域での温室効果ガス排出量の削減を図ります。

温室効果ガス排出量の削減目標の考え方

短期目標

短期目標は、省エネ法に基づく国の方針である年平均 1% を目安とするエネルギー原単位の継続的な改善等を踏まえ 2021 年度（平成 33 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比 8% 削減とします。

長期目標

長期目標は、省エネ法を踏まえるとともに、省エネ設備機器の更新等により、2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比 30% 削減とします。

①燃料及び電気使用による温室効果ガス排出量の削減目標

運用改善等によるソフト対策を継続的に実施することにより、17% の温室効果ガス排出量の削減を、さらに省エネ設備機器の更新等により、12% の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

②廃プラスチック焼却による温室効果ガス排出量の削減目標

ごみ減量に関わる削減対象範囲においては、「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画」（平成 28 年 2 月）のごみ減量目標を基に、39% の削減を目指すものとします。

活動項目別の温室効果ガス排出量削減目標（長期目標）

活動項目		削減目標	目標削減量
燃料及び電気使用	運用改善等	基準年度比 17% 削減	3,244t-CO ₂
	設備更新等	基準年度比 12% 削減	2,204t-CO ₂
廃プラスチック焼却		基準年度比 39% 削減	839t-CO ₂
全体		基準年度比 30% 削減	6,287t-CO ₂

目標達成に向けた取組

【ソフト的な取組】

日常業務に関する取組

- 使用していない部屋（会議室等）の空調は、つけっぱなしにしない
- 遮光ブラインドやカーテンを有効活用し、室温の適正化を図る
- 始業前、終業後、昼休みには、不要な照明はつけない
- 会議室、トイレ、給湯室等の照明は、使用後に必ず消す
- アイドリングストップを実施する
- 湯沸かし時には必要最小限の量を沸かす
- 紙は機密文書、古紙回収用、裏面使用（裏面が白紙の用紙）に分別し、適正に処理する
- 長時間席を離れる時は、コンピューターの電源を切る など

設備・機器の保守・管理・運用改善に関する取組

- 夏場は冷房 28℃を、冬場は暖房 20℃を目安に温度設定する
- 開館時間が明確な施設は、閉館前に時間を設定して空調の熱源装置を調整する
- センサにより昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要な時のみ自動制御する照明設備の採用を検討する
- 暖房便座は暖かい時期に通電は行わない
- 必要に応じて省エネ診断を実施し、さらなる省エネを目指す など

【ハード的な取組】

省エネルギー機器への更新

LED 照明や高効率エアコン、自動調光システムなど省エネ機器の導入を積極的に検討し、順次更新を進めていきます。

- LED（発光ダイオード）照明への更新
- 空調設備のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入
- エネルギー消費効率の高い給湯器への更新 など

再生可能エネルギーへの転換

- ①バイオマスエネルギーの普及
- ②太陽光発電の普及
- ③小水力発電の導入
- ④温泉熱等のエネルギーの有効活用

施設の統廃合の検討

【地域の取組への発展】

市民サービス事業に関わる施設の中には、施設の稼働率の変化が温室効果ガスの排出に直接的に影響する場合がありますため、同施設の温室効果ガス削減対策として行政と市民及び事業者の連携による取組が必要です。また、温室効果ガス排出量の削減に対して付加価値を与えるような制度の活用を事業者等とともに実施し、官民連携で温室効果ガスの削減を行っていきます。

- ①クリーンセンターにおける廃プラスチック焼却量の削減
- ②上下水道関連の使用量の削減
- ③次世代自動車の普及
- ④J-クレジット制度等の活用

計画の推進

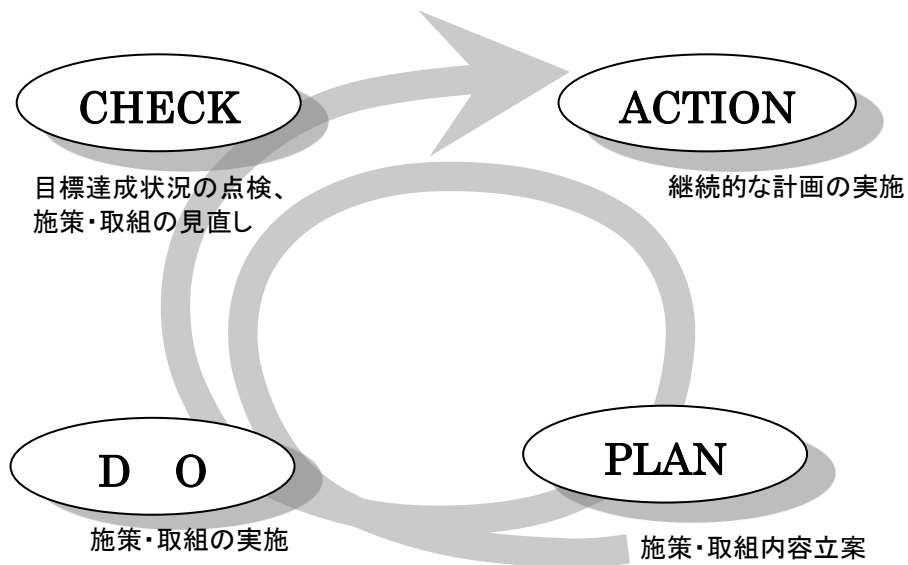
推進体制

第3次実行計画は、「真庭市エネルギー管理規程（訓令第13号）」に基づき、「省エネ管理委員会」のもとに推進します。

計画の管理

第3次実行計画期間中は、温室効果ガス排出状況及び目標達成状況の点検結果を受け、年度毎に市の施策や取組内容について見直すものとします。

CAPDサイクルによる計画の管理



計画及び計画の運用状況の公表

本市の取組を市のホームページなどの媒体を通じて市の内外に発信することで、市民や事業者の理解を得ると共に、真庭市が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指します。

実行計画の年間の運用スケジュール及び各主体の役割

実施項目	運用スケジュール												役割				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	委員会	推進員	職員	
実行	取組の推進	随時実施												○	○	○	○
	職員啓発	随時実施												○		○	
点検	取組の点検	点検														○	
	活動量等の実績報告		年間報告													○	
	総括・評価			年間総括										○		○	
見直し	計画の改善			改善										○		○	
	見直し				検討										○		
	公表					公表								○			